⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
平成28年１月12日（火）から平成28年１月22日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時15分から18時00分まで。⑴②に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成28年１月22日（金）　18時00分⑴②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
平成28年２月15日（月）　18時00分
⑷　本公示の応募要件は、上記４⑴１）③に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請を行い受理されていることが条件となり、平成28年４月１日に一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の認定がなされない場合は、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。
⑸　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of service : Bid contract procedure support system improvement duties in 2016 fiscal year 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 6 : 00 P.M 22 January 2016
⑶　Contact point of documentation to the proposal : Hiratuka Training Section, Engineering Affairs Survey Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama Shi, Saitama-ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1332
⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : Toshiyuki Ooya No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２４号
福島県郡山市桑野１丁目23番28号　ネオハイツ桑野801号
債務者　松崎　熙充
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二瓶　貴之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１８３５号
横浜市青葉区梅が丘25番地11　梅が丘ハイツ102
債務者　大谷　真弓
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９７号
神奈川県海老名市上今泉３丁目10番５号　サンガーデン吉田207
債務者　畑本　宏一
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福本　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０２９号
堺市北区南花田町233番地１　さくらマンション202号
債務者　大井　誠
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　軸丸　欣哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９３号
北九州市小倉北区下到津３丁目１番25号
債務者　渡辺　幸惠
１　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２２号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1320番地１
債務者　大久保宗史
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　智浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
函館市上野町６番25号　レーベンプラザ101
債務者　滝口　博史
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前原　浩明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２３３号
愛知県蒲郡市新井町４番22号　メゾン新井203
債務者　遠藤　晴代
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３３４号
函館市安浦町108番地２
債務者　蛯谷　隆
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　弘末　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０３号
横浜市金沢区並木１丁目３番２―1104号
債務者　亀井　秀平
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９２号
北九州市八幡西区星ケ丘４丁目３番８号
債務者　春本　宗徳
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後０時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５２号
埼玉県熊谷市上之369番地
債務者　中山　誠二
１　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部